

防災・事業継続計画担当者必携！

事業継続に求められる事業者の安全配慮義務と安全対策

~各種災害に関する裁判例から導かれる安全に関する教訓を学び事業継続体制を構築する~

教訓 1

災害時にも安全配慮義務がある。

教訓 2

防災訓練については現実に被災したことをイメージして取り組むべきである。

教訓 3

安全配慮義務の具体的な内容として、職員の生命及び身体等を地震災害の危険から保護するために必要な行動指針を策定すべき義務がある。

教訓 4

避難訓練の際には、実際に避難場所に避難する訓練を行うのが確実かつ最善の方法である。

教訓 5

防災マニュアルは作っただけではなく、それを従業員に周知し、同マニュアルに基づき訓練を行っておく必要がある。

教訓 6

地域防災計画やハザードマップ等を確認し、災害発生の危険性について事前に確認することは現場責任者の予見可能性という観点からも必須である。

教訓 7

法令上要求されている管理を確実に遂行していたことをとらえて「瑕疵がない」とされていることから、最低限の法令遵守の必要性は強調しておくべきである。

教訓 8

建物等の所有者は、利用者への危害防止のため、建物に関する一定の技術上の知識を有しておくことが有益。裁判になること自体を避けるべきである。

教訓 9

事業者は、現場の責任者が被災した現場において適切に判断できるだけの準備をすることが求められる。

教訓 10

現場での業務終了、避難対応開始を決定できる権限を現場に委譲しておくこと。

教訓 11

スマートフォンが広く普及し、停電していてもテレビやラジオを通じて情報を得ることは可能であることから、「停電していたので情報が得られなかった」は弁解として通用しない。また、停電しても利用できる情報ツールを用意しておくべきである。

教訓 12

災害についての予見可能性は、災害当時の科学的な知見に基づき判断される。平時においても被災時に備えた災害予測に関する最新の科学的知見、情報を収集しておくことが重要である。

教訓 13

耐震補強等の災害対策が実施される前に災害が発生してしまった場合であっても、当時の知見や基準の内容を十分に考慮しながら防災計画を進めていることが安全配慮義務を尽くしているかどうかの結論を左右する。

教訓 14

被災後の二次災害防止のために、被災状況を復旧できない場合では、当該施設の利用を禁止する、あるいは危険性を看板等で明示することは不可欠である。

教訓 15

実際に体感した災害の大きさに応じて適切に情報収集すべきである。

教訓 16

たとえ災害発生前において安全配慮義務を尽くしていたとしても、災害発生後に現場の責任者が適切な指示をしなければ、安全配慮義務違反となり得る。現場の責任者は、情報収集と必要な指示を行えるよう、訓練等の実施が必要である。

教訓 17

従業員、契約当事者において自らの生命・身体の安全を危惧し、業務よりもそれらを優先させて避難をすることは法的にも保護される利益であり、業務を放棄して避難したことを事業者が責めることはできない。

教訓 18

責任者による避難に関する勤務時間中の適切な指示は、業務命令・指示であり、職員は労働契約上、合理的な理由がなければかかる指示に従うものとして避難訓練の際にも確認をする。

教訓 19

津波の襲来が迫り、到達時間も確定し得ない状況において、襲来する津波の高さや到達時刻等に関する専門家による合理的な予想が存在する場合は、これを疑うに足りる情報が存在しない限り、これを前提として適切な対応をとれば足りる。

教訓 19-2

命の被害をより確実に防止するためには、防災計画や津波警報において想定される高さを超える津波が襲来する可能性があることを銘記するとともに、想定外の津波の襲来にも備えて、地震発生後直ちにより安全な場所に避難するように尽力する必要がある。

教訓 20

速やかな就業義務の解除と安全な避難場所への避難指示の過程で職員の安否確認が必要な場合には、当該安否確認も安全配慮義務として履行すべきことに含まれる場合があることに注意が必要である。

教訓 21

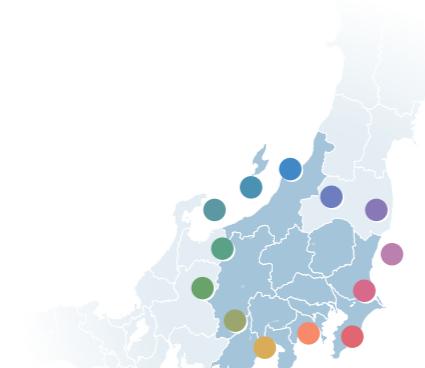
指定避難場所の管理者は、いったん受け入れた避難者を指定避難場所外に移動させる場合には、事前に登録した引取責任者等への引渡しある場合等を除き、その移動が安全であるかを確認する義務がある。避難者が自宅に戻る場合などであっても、漫然と帰宅させてはならない。

教訓 22

過去に経験したことのある気象現象については不可抗力であるとの主張は容易ではない。「想定外」との主張は単なる言い訳でしかない。

事業継続計画-BCP-で いのちが繋がり 事業が繋がる

関東弁護士会連合会
平成29年度シンポジウム委員会



関東弁護士会連合会
Kanto Federation of Bar Associations